

日本橋支部事務局職員退職金支給規程

第1条 職員が1年以上勤続して退職したときは、この規程により退職金を支給する。

第2条 退職金は、「財団法人東京税理士事務所退職金共済会」の特定退職金共済制度を利用し、職員の退職時に、同共済会より支給される退職金一時金の金額とする。

第3条 共済会より支給される退職一時金の金額は、共済会の規程により計算され、その支給額は下記（別表）のとおりである。ただし、退職時の共済会加入年数により支給額が変動することがある。また、この表の金額は、平成16年3月1日以降適用の利率（0.75%）による予測であり、将来の金利動向や端数処理などによって支給額が変動することがある。

第4条 支部都合（業務上の傷病を含む）または10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、別途、増額支給することができるものとする。

第5条 この規程による退職金は、本人に支給するものとし、本人が死亡した場合は、遺族に支給する。

第6条 この規程は、関係法規の改正および社会事情の変化などにより必要がある場合には別途協議のうえ改廃することができる。

第7条 職員の退職が、事務局職員就業規程第21条5.6.に該当するとき若しくは懲戒解雇に該当するときは、原則として退職金は支給しない。ただし、情状により一定額を減じて支給することができるものとする。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から実施する。

（別 表） 退職一時支給額

勤続年数	支給額	勤続年数	支給額	勤続年数	支給額
1	120,000	11	2,430,550	21	6,561,690
2	252,000	12	2,836,951	22	6,955,922
3	396,000	13	3,239,191	23	7,335,823
4	552,030	14	3,639,975	24	7,712,135
5	725,373	15	4,047,477	25	8,084,714
6	917,090	16	4,465,984	26	8,453,414
7	1,132,275	17	4,899,083	27	8,818,089
8	1,367,123	18	5,316,207	28	9,178,669
9	1,622,265	19	5,738,571	29	9,526,449
10	2,022,790	20	6,155,133	30	9,869,664